

資料2 アンケート回答データ一覧

調査票 番号	自治体名	問2-1	問2-2						内						問2-6
			全数	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	建設汚泥	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
1	北海道	1	3	4	2	5	1	0	0	0	0	0	3		
2	青森県	1	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	1		
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
4	宮城県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
5	秋田県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
6	山形県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
7	福島県	2											3		
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
10	群馬県	3											1		
11	埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
13	東京都	1	5	6	3	3	3	0	3	2	2	2	1		
14	神奈川県												3		
15	新潟県	2											3		
16	富山県	3													
17	石川県												1		
18	福井県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
19	山梨県	3											1		
20	長野県	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3		
21	岐阜県	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
22	静岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
23	愛知県	1	2	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1		
24	三重県	2											3		
25	滋賀県	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3		
26	京都府	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
27	大阪府	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
28	兵庫県	2											1		
29	奈良県	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2		
30	和歌山県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
32	島根県	1	7	4	17	50	18	0	0	1	1	0	1		
33	岡山県	1	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	3		
34	広島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
35	山口県	1	3	2	6	10	13	0	0	4	6	7	1		
36	徳島県	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	2		
37	香川県	3											2		
38	愛媛県	1	0	2	0	1	1	0	2	0	1	0	1		
39	高知県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
40	福岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
41	佐賀県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3		
42	長崎県	1	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3		
43	熊本県	1											3		
44	大分県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
45	宮崎県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
46	鹿児島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
47	沖縄県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		

調査票 番号	自治体名	問2-1	問2-2	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	内	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	問2-6
			全数 H14年度					建設汚泥 H14年度					
50	旭川市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
51	札幌市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
52	函館市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
54	仙台市	1	12	12	10	10	9	0	0	0	0	0	3
55	千葉市												1
56	横浜市	2											1
57	川崎市	2											3
58	横須賀市	3											3
59	新潟市	2											3
60	金沢市	3											3
61	岐阜県	2											3
62	静岡市	2											3
63	浜松市	2											2
64	名古屋市	2											2
65	京都市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
67	堺市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
68	東大阪市	1	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	2
69	神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
70	姫路市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
71	尼崎市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
72	和歌山市	3											2
73	広島市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
74	呉市												3
75	下関市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
76	北九州市												3
77	福岡市	2											1
78	大牟田市	3											2
79	長崎市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
80	佐世保市	2											3
81	熊本市	2											1
82	鹿児島市	2											3
83	岡山市												3
84	宇都宮市												3
85	富山市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
86	秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
87	郡山市	2											2
88	大分市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
89	松山市	3											2
90	豊田市	1	0	2	0	1	0	0	2	0	1	0	3
91	福山市	2											2
92	高知市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
94	いわき市	2											3
95	長野市	2											2
96	豊橋市	2											3
98	相模原市	2											3
99	西宮市	3											2
100	倉敷市	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2
101	さいたま市	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
103	川崎市	3											3
104	船橋市	2											3
105	岡崎市	2											3
106	高槻市	2											2

調査票 番号	自治体名	問3-1	問3-5	問4-1				問5-1	策定年月 (1の場合)			問5-2			現担当者 (1の場)	現担当者 (2の場)	不足人員 (2の場)
										年	月	日					
1	北海道	2	3					1	10	年	10	日	6				
2	青森県	1	1	2				2		年		日	1	6		2	
3	岩手県	2	3					2		年		日	3				
4	宮城県	2	3					2		年		日	3				
5	秋田県	2	3					2		年		日	4				
6	山形県	2	3					2		年		日	3				
7	福島県	2	3					1	12	年	4	日	1	5			
9	栃木県	2	3					2		年		日	3				
10	群馬県	2	1					2		年		日	6				
11	埼玉県	1	3	1	2			2		年		日	4				
13	東京都	1	1	2				1	19	年	2	日	2	3		1	
14	神奈川県	2	3					2		年		日	6				
15	新潟県	2	3					2		年		日	6				
16	富山県	2	2					2		年		日	3				
17	石川県	2	1					2		年		日	2			2	
18	福井県	1	1	1	2	3	4	1	11	年	7	日	3				
19	山梨県	2	3					2		年		日	6				
20	長野県	2	3					2		年		日	1	3	6	4	
21	岐阜県	2	1					2		年		日	2	4		2	
22	静岡県	2	2					2		年		日	3				
23	愛知県	1	3	1	2			2		年		日	1	3		1	
24	三重県	2	2					2		年		日	3				
25	滋賀県	1	3					2		年		日	4				
26	京都府	2	1					2		年		日	2	3		14	
27	大阪府	2	3					2		年		日	3	6		14	
28	兵庫県	2	1					1	12	年	3	日	6				
29	奈良県	2	2					2		年		日	3				
30	和歌山県	2	3					2		年		日	6				
31	鳥取県	2	3					2		年		日	3				
32	島根県	1	1	2				2		年		日	4				
33	岡山県	2	3					2		年		日	1	3		7	
34	広島県	1	3					1	7	年	4	日	3				
35	山口県	1	1	1	2	3	4	1	16	年	6	日	3				
36	徳島県	1	2	1	2	3	4	2		年		日	3				
37	香川県	2	2					2		年		日	2			0	
38	愛媛県	1	1	6				1	12	年	9	日	1	5		2	
39	高知県	2	3					2		年		日	4				
40	福岡県	2	2					2		年		日	3				
41	佐賀県	2	2					1	17	年	3	日	3				
42	長崎県	1	3	6				2		年		日	2	3	6	1	
43	熊本県	2	2					2		年		日	3				
44	大分県	2	1					2		年		日	4				
45	宮崎県	2	3					2		年		日	3				
46	鹿児島県	2	3					2		年		日	6				
47	沖縄県	2	3					2		年		日	3				

調査票 番号	自治体名	問3-1	問3-5	問4-1				問5-1	策定年月 (1の場合)			問5-2				現担当者 (1の場)	現担当者 (2の場)	不足人員 (2の場)
											年	月	日					
50	旭川市	2	3					2				1	3			2		
51	札幌市	2	3					2				6						
52	函館市	2	2					2				3						
54	仙台市	2	3					2				3						
55	千葉市	2	1					2				6						
56	横浜市	2	1					1	4	年	9	日	6					
57	川崎市	2	3					2				6						
58	横須賀市	2	3					2				4	6					
59	新潟市	2	3					1	53	年	10	日	1	6				
60	金沢市	2	3					2				6						
61	岐阜県	2	3					2				3						
62	静岡市	2	3					2				3						
63	浜松市	2	2					1	13	年	8	日	1	4		3		
64	名古屋市	2	2					2				3						
65	京都市	2	2					2				4						
67	堺市	2	2					2				3						
68	東大阪市	2	1					2				2				2		2
69	神戸市	2	1					2				1			7			
70	姫路市	2	3					2				6						
71	尼崎市	2	2					2				3						
72	和歌山市	2	2					2				6						
73	広島市	1	1	6				2				3						
74	呉市	2	2					2				3	6					
75	下関市	2	2					2				3						
76	北九州市	2	3					2				6						
77	福岡市	2	1					2				4						
78	大牟田市	2	2					2				6						
79	長崎市	1	1					1	11	年	3	日						
80	佐世保市	2	3					2				2	4			4		2
81	熊本市	2	1					2				3						
82	鹿児島市	2	3					2				6						
83	岡山市	2	3					2				4						
84	宇都宮市	2	2					2										
85	富山市	2	3					2				3						
86	秋田市	2	2					2				1	3					
87	郡山市	2	3					2				3						
88	大分市	2	2					2				4						
89	松山市							2				3						
90	豊田市	1	3	1	2	4		1	10	年	7	日	3					
91	福山市																	
92	高知市	2	3					1	16	年	2	日	4					
94	いわき市	2	2					2				3						
95	長野市	2	2					2				1	3					
96	豊橋市	2	2					2				6						
98	相模原市	2	3					2				6						
99	西宮市	2	2					2				6						
100	倉敷市	2	2					2				1	3		2			
101	さいたま市	1	3	1	2	3		2				3						
103	川越市	2	2					2				5						
104	船橋市	2	3					2				3						
105	岡崎市	2	3					2				6						
106	高槻市	2	2					2										

調査票 番号	自治体名	問2-4 「事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない」と回答した場合の理由
7	福島県	指定の対象は、再生されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者であり、基準的には営利を目的としないことが基準となっており事業者からの申請がないため。また、産業廃棄物の処理施設に係る設置許可等は必要であることも理由と考えられる。
12	千葉県	「再生利用が確実である」とする判断基準が明確でない。(例えば埋立用材として使用する場合など、処分と再生利用のいずれに該当するか判断が困難である。)
15	新潟県	申請まで至る事例がない。
24	三重県	事業者の計画では利益追求しないことや廃棄物の継続的な供給等の条件をクリアすることが困難である。 廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導している。
28	兵庫県	※事業者からの簡易な相談はあるが、審査を行うに至る具体的な相談はきていない。 ※県においては、再生利用の個別指定の基準を県施行細則で規定しているが、この中で産業廃棄物を原則無償で引き取ることとしていることが、具体的な相談がないことの原因の一つとも考えられる。
56	横浜市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
57	川崎市	これまで、事業者から制度についての問い合わせはあっても、具体的に申請したいという段階までの相談を受けていない。 なお、この制度は、法第15条の4の2の再生利用認定制度、法第15条の4の3の広域認定制度から外れるような地域性のある産業廃棄物が対象となり、再生利用が確実であることが条件となるので、指定の要件を満たす場合はかなり限られるのではないかとと思われる。
59	新潟市	相談を受けた事例はあったが、「利益を目的としない」等の説明をしたところ指定の申請までに至らなかった。
61	岐阜市	事業者からの相談はあるが、廃棄物が確実に再生利用されるか疑問であるため、廃棄物処理法に基づく処分業の許可を取得するよう指導している。
63	浜松市	産業廃棄物に関しては、処分業許可で対応できる場合は指定制度を運用していない。
64	名古屋市	事業者からの相談があるが、処分業の許可を取るようすすめており、指定を行った事例はない。
77	福岡市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない。
80	佐世保市	指定制度の説明をしたが事業者からの申請がなかった。
81	熊本市	審査体制が整っていない。 個別に再生利用の相談を受け、実際に再生利用されたことはある(建設汚泥)。
82	鹿児島市	具体的な審査基準が示されていない
87	郡山市	再生利用指定制度はあるものの、事業者からの相談等がないのが実情である。 また、様々な要因により、「再生利用されることが確実」である状態を継続的に担保することは困難であると考え。
91	福山市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない
93	宮崎市	相談の事例なし。
94	いわき市	本市の要件に適合する事例がなかったため。
95	長野市	審査体制は整っているが、事業者からの相談がない。
96	豊橋市	指定をおこなったことにより既存の産業廃棄物処分業者に与える影響や新たに指定を受けようとする(似非指定業者)の介入が予想される。このことを理由に、再生利用個別指定業の審査基準は設けているものの、指定を行うことには極めて消極的である。
97	高松市	1. 相談件数が少ないこと。 2. 人員等の審査体制が整っていない。
98	相模原市	問2の回答が「1」「3」に該当しないため2とした。 産業廃棄物の再生利用指定制度(個別指定)について相談はなく(H18.2.1現在)指定を行ったことがない。
102	奈良市	事業者が労力に見合う、排出量(大きな工事)がないようである。
104	船橋市	事業者から再生利用指定制度について説明を求められたことがある程度で具体的な申請に係る相談は受けたことがない。
105	岡崎市	指定の基準に合致する者がいないため。

調査票 番号	自治体名	問2-5 「再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない」と回答した場合の 理由
10	群馬県	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
16	富山県	指定すべき案件がない。
19	山梨県	具体的な相談が無い。
37	香川県	再生利用されることが確実であると判断することが難しいため。
58	横須賀市	相談がないので指定したことがない。
60	金沢市	再生利用指定制度の審査要綱(指針)が制定されていない等、審査体制が整っていないため。
70	姫路市	産業廃棄物の処理については適正な料金を徴収し、適正な処理をなすべきものと考えており、廃棄物処理法の業許可の取得を原則として指導しているため、現在のところ再生利用指定制度(個別指定)の積極的な活用は考えていない。
71	尼崎市	個別指定を行うには処理業並みの審査が必要なので本市では処理業の許可を取るよう指導している。 現在、再生利用指定を行っているのは一般指定で「風呂屋の木屑」と「農家の糞尿肥料」の2品のみ(昭和63年指定)。
72	和歌山市	相談がないため。
84	宇都宮市	再生利用指定制度を利用する建設汚泥が発生していないため。
89	松山市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
99	西宮市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
103	川越市	業許可取得を基本としている。 具体的な相談がない。

調査票 番号	自治体名	問2-6 「3. その他」の内容
1	北海道	指定者に処理基準がかからないなど運用が難しいため慎重に対応していきたい。
4	宮城県	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者」という法の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年3月1日宮城県規則第7号)第3条に定める「再生利用業者の指定に係る基準」に従い対応することとしている。
5	秋田県	積極的に活用していく考えはない。
6	山形県	個別指導についてはいろんな制限がつくため、処理業として行うのが一般的であり、活用が難しいと思われる。一般指定については検討していない。
7	福島県	活用しやすい制度に見直しがあれば、活用していきたい。
9	栃木県	事業者からの相談等に応じ、必要に応じて活用を検討していきたい。
11	埼玉県	公共事業に係る建設汚泥以外は認めていない。
14	神奈川県	制度の運用については、今後、土木部局等の公共工事発注部局、県内政令市等の動向を踏まえ、検討していく予定。
15	新潟県	個々の事例により判断する。
20	長野県	相談内容に応じて対応していきたい。
22	静岡県	制度は導入しているが、20年ほど実績はない。
24	三重県	条件に適合するものについては、制度を活用していきたい。
25	滋賀県	今後の動向を踏まえつつ、個々の事例に対応していきたい。
27	大阪府	建設汚泥について、限定的な条件の下でのみ活用を検討したい。
30	和歌山県	必要に応じて検討。
31	鳥取県	個別事例ごとに制度適用を判断する
33	岡山県	当県では個別指定のみを行っており、指定に当たっては、基準(県告示)への適否により判断している。今後についても、引き続き同様の運用をしていく予定である。
34	広島県	再生利用業個別指定の申請があれば、申請内容を審査し、指定基準を満たすものであれば、指定を行う。))
41	佐賀県	積極的に活用していく考えはない。
42	長崎県	相談、申請に対しては適切に対応していく。
43	熊本県	事前相談により個別に判断する予定。
45	宮崎県	事業者からの要望や必要性があれば検討する。
46	鹿児島県	積極的に指定することは考えていないが、事業者の申し出に応じて対応していく予定である。
50	旭川市	相談があれば応じる。
51	札幌市	適正処理を監督・指導する観点から、基本的には許可制度を、活用していくこととしているが、再生利用指定制度については、今後、全国的な状況等を見ながら、検討していきたい。
54	仙台市	現在、厨芥類に限り指定を行っているが、再生利用の現状を把握し、制度の適用を検討していきたい。
58	横須賀市	法に則り対応したい
59	新潟市	汚泥については検討中
60	金沢市	再生利用指定制度の審査体制について石川県と協議中。
61	岐阜市	検討中。
62	静岡市	相談があれば対応する。
67	堺市	現行どおり活用していく。
70	姫路市	問2-5の回答に示すとおり。
74	呉市	1次的には、業の許可で対応。
75	下関市	再生利用の内容等により個別に検討していく。
76	北九州市	現在、検討中である。
80	佐世保市	相談があった場合に検討する。
82	鹿児島市	具体的な審査基準等が示されれば活用を検討する。
84	宇都宮市	必要があれば再生利用指定制度を検討する。
85	富山市	事業者の要望に応じて対応できるものは対応していく。
86	秋田市	事業者からの相談を受け個別に判断していく。
90	豊田市	公共工事における再生利用個別指定は建設汚泥に限り指定を継続する。民間事業者については、第2種処理土と同品質まで改良させ自ら利用をさせている。今後検討していく。
92	高知市	相談事例があれば活用していく。
94	いわき市	引続き相談があれば個別対応予定。
96	豊橋市	活用することには消極的である。
98	相模原市	神奈川県及び横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市の政令市で「再生利用指定制度」の活用についての統一見解が出せるよう検討していきたい。
102	奈良市	認定にかかる労力(費用も含む)と、外注することとを比較し、より良い方法を採用してもらうことになると思う。
103	川越市	事業ごとに活用するか検討します。
104	船橋市	建設汚泥の再生利用指定制度の運用について検討中。
105	岡崎市	検討中。

調査票番号	自治体名	問3-3 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点について
2	青森県	これまでの指定は全て公共工事に係るものであった。 当該制度の利用にあたって、元請業者が申請者であり、指定を受けるわけだが、公共工事の場合、管理しているのは発注者であり、発注者の指示の下、申請が行われている。 実際は発注者が申請者の大部分を作成しているようでありその方が管理しやすいようであるため発注者主体で手続き、工事が進んだ。 そのため指定された業者がそもそも制度の内容を理解しているのか、廃棄物に係る知識・技術が十分なのか判断に苦慮した。
8	茨城県	基本的に自ら利用に該当する部分について、個別指定という形で実施している。 自ら利用であっても、建設汚泥の取り扱いが適切でないケースが見受けられるため、一連の再生利用計画(排出場所、処理を行う場所、使用する場所)を明確にした上でそれぞれの段階で配慮すべき点を明確にしている。
12	千葉県	再生利用場所における環境影響(高アルカリ排水、地下水汚染)防止対策の指導。
13	東京都	「再生活用が営利を目的としないこと。」を個別指定の指定基準としていたが、適正な費用の一部であることが明らかな料金の範囲について明確な判断基準がなかったため、民間工事を指定対象としてよいのか対応に苦慮した。これまで東京都では、民間工事は営利目的事業であると判断し指定を行ってこなかった。 なお、都規則改正により「再生活用が営利を目的としないこと。」という指定基準を削除したため、平成19年2月以降は民間工事も指定の対象となった。
18	福井県	指定した実績が少ないため、判断に苦慮した点は特になし(近年は実質運用していない状況である)。
23	愛知県	有価物か否かの判断に困る。
25	滋賀県	平成6年12月に「無機汚泥」を1件指定を行ったが、古い事例のため不明です。
32	島根県	本県においては、再生利用の用途先での利用方法や汚泥処理物の強度等が再生利用先によって異なることから、確実に再生利用されることを確認する必要があるため、最終的な用途行為についても個別指定の対象とするよう、土木部と調整を行っている。
34	広島県	不明。
35	山口県	建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい。
36	徳島県	建設汚泥処理物の品質基準の判断に苦慮する。
38	愛媛県	建設汚泥処理物の品質が、その用途に再生利用できるという客観的な価値を確認するための判断基準(物性値)に苦慮する。
42	長崎県	生活環境保全上の対策については慎重に判断を行った。
73	広島市	特になし。
79	長崎市	本市において該当事例が平成10年度の1件のみであるため、詳細については現在判断できません。
90	豊田市	利用用途を造成目的としているが、盛土又は埋立資材としての利用となるため、一見汚泥の不法投棄と変わらない。今後、国の指針どおりの解釈とする場合、再生利用個別指定で指定し利用した汚泥については廃棄物でなくなるため、利用する品質、防災上での責任、指定した自治体の責任について検討する必要がある。現在は、公共事業に準ずる事業においてのみ指定を行い、あくまでも廃棄物を再生利用しているもので、不要になれば再度廃棄物として処理する考えに立っていたので品質については特に考慮していなかった。(参考:当市では、建設汚泥については第2種処理土と同等の品質に改質することで自ら利用を認めている。)
101	さいたま市	申請者を誰にすべきか(発生工事の発注者か元請業者かなど) 利用工事での利用状況の確認

調査票 番号	自治体名	問3-4 建設汚泥の指定を行ったことがない理由
3	岩手県	建設汚泥の指定について、事業者から相談を受けていない。
4	宮城県	事業者からの相談がない。
5	秋田県	・公共工事での活用に関して相談はあったが、管轄外の地域であった。
6	山形県	申請がなかったため。
7	福島県	問2-4の回答に同じ。
9	栃木県	公共工事をはじめ、県内の建設工事から発生する建設汚泥はわずかであり、事業者からの相談等もなく、早急に再生利用指定制度の活用を図らなければならない緊急性はうかがえない。
10	群馬県	事業者からの相談に対しては、処理業をとるよう指導してきたため、建設汚泥の指定を行ったことがない。
12	千葉県	「再生利用」の定義・判断基準・指導基準等が整備されていない。 安易に指定すると、処分のための利用を再生利用として認めることとなりかねず、不適正な処分につながりかねない。 例えば、建設汚泥処理物を再生利用と称して埋め立てた後、掘り起こし残土として処分することも考えられるが、再生利用後の土地の用途や掘り起こしを制限する手だてがない。 そもそも、建設残土が余剰状態にあり、建設汚泥処理物の利用先がない。
14	神奈川県	事業者からの具体的相談がない。
15	新潟県	申請までに至る事例がない
16	富山県	指定するべき案件がない。
17	石川県	現在のところ事業者からの相談はない
19	山梨県	事業者からの相談が無い。
20	長野県	事業者からの相談がなかったため
21	岐阜県	業者からの申請がなかったため。
22	静岡県	これまで相談事例なし。
24	三重県	建設汚泥の有用物の判断基準が明確でない。
26	京都府	指定について相談はあるが、許可を取得することができるケースが多い。(指定の要件をみたしていない)
27	大阪府	事業者からの相談はあるが、具体の事業計画までは示されていない。 産業廃棄物処理業の許可事務が機関委任事務から法定受託事務となって以降、法制度やその運用方法が未整備であることから、実態として運用していない
28	兵庫県	今のところ、事業者からの具体的な相談がない。
30	和歌山県	「自ら利用」については、事業者からの相談があったことがあるが、個別具体的に利用形態、汚泥の性状等を勘案しながら対応した。
31	鳥取県	平成6年4月1日付衛産第42号厚生省通知の指定基準があいまいであり処理業者との線引きが困難なため。 (上記通知では指定基準として「営利を目的としないこと」とされているにもかかわらず平成18年7月4日付環産発第06070400/号環境省通知別添3.5(2)では建設汚泥の場合のみ営利を目的としないとする必要はない等指定基準が一定していないため運用が困難)
33	岡山県	①事業者からの具体的な相談事例がない。 ②仮に相談があっても、現行の指定基準の見直しも含め、審査方法等の整備が必要であり、直ちには指定を行うのは困難。
37	香川県	・再生利用されることが確実であると判断することが難しい。 ・今のままでも十分建設汚泥の再生利用が行われており、許可を不要としてまで指定する必要性がない。
39	高知県	事業者からの相談がない。
40	福岡県	事業者からの相談がない。
41	佐賀県	事業者からの相談がない。
43	熊本県	現在までのところ事業者からの申請も事前相談もあっていない。
44	大分県	・建設部局と建設汚泥の指定制度について、詳細の協議を行い有効利用をしていく予定である。 ・事業者からの相談はあったが、少量であったため、指定制度を利用しなかつ
45	宮崎県	事業者からの相談がない。
46	鹿児島県	相談はあったが、具体的内容が不明のため審査まで至っていない。
47	沖縄県	事業者から、相談も申請もない。

調査票 番号	自治体名	問3-4 建設汚泥の指定を行ったことがない理由
50	旭川市	事業者から相談を受けた事例がない。
51	札幌市	建設汚泥の再生処理については、適正処理の監督・指導の観点から許可制度を活用することとしている。なお、 ①市内の建設汚泥処理業者は、3社有り、その処理能力に余裕がある。 ②「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」を定め、これに基づき、現場内自己処理を行っている。 により、市内発生 of 建設汚泥については、適正に再生処理を推進している状況
52	函館市	事業者から建設汚泥の利用の相談がないため。
54	仙台市	①手続きがはん雑すぎて、事業者が断念する。 ②排出先と利用先の工事期間の調整がつかない。 ③利用先において「建設汚泥」というイメージをきらう。 ④利用先がメインになって手続きをする必要がある。
55	千葉市	千葉市規制において「再生利用業申請書」等の様式を定めているが、現在まで、事業者からの問合せや相談などはない。
56	横浜市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。 平成18年7月4日付通知「建設汚泥の再生利用認定制度の運用における考え方について」以前についての解釈では、条件がきびしく(費用面等)活用しづらかつ
57	川崎市	事業者からの指定に関する具体的な相談がない。
58	横須賀市	相談がない。
59	新潟市	相談の事例がない。
60	金沢市	建設汚泥に係る再生利用指定制度の審査要綱(指針)が制定されていない等、審査体制が整っていないため。
61	岐阜県	建設汚泥については今のところ事業者からの相談がない
62	静岡市	相談がない。
63	浜松市	過去において事業者から1件の相談はあったが、本市の方針で処分業許可で対応することとしているため、指定したことはない。
65	京都市	事業者からの相談がないため。
68	東大阪市	再生利用指定制度等が示されている「建設汚泥リサイクル指針(平成11年10月)」については、環境省から、その取扱いについて正式な答えが平成18年7月4日付(環産産発第060704001)の通知まで得られなかったため。
70	姫路市	本市では既に産業廃棄物処分業許可を取得して建設汚泥の再生利用を行っている事業者もあり、原則として廃棄物処理法に基づく業の許可を取得して事業を行うよう指導しているため、現在のところ再生利用指定制度の積極的な活用は考
71	尼崎市	建設汚泥について個別指定を行わない理由は問2-5と同様の理由からである。 また、建設汚泥は性状が多様なので一般指定には向かないと考える。 さらに、当刻制度は、大規模工事かつ大規模な再生汚泥の利用先が存在しないと、導入するメリットは小さい。尼崎市では大規模な利用先が見込めないので当刻制度を活用する考えはありません。
72	和歌山市	相談がないため。
74	呉市	事業者から具体的な相談がない。
75	下関市	事業者からの相談がない。
77	福岡市	発注者からの事前相談がなく、工事着手時になって排出者である元請業者が相談するケースが多々で、工事着手までの期間が短く、指定するにあたっての諸条件の整理ができない。

調査票 番号	自治体名	問3-4
		建設汚泥の指定を行ったことがない理由
78	大牟田市	自業者からの相談がない。
80	佐世保市	事業者からの相談はあったが申請がなかった。
81	熊本市	法に基づく指定を行ったことはないが、個別に判断し、再生利用を認めたことは
82	鹿児島市	具体的な審査基準等が示されていない
85	富山市	事業者からの相談がない。
86	秋田市	相談事例なし。
86	秋田市	事業者からの相談がない。
87	郡山市	様々な要因により、法に定める「再生利用されることが確実」である状態を継続的に担保することが困難であると考えたため。
88	大分市	事業者からの申請がないため指定したことはない。
89	松山市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
92	高知市	事業者からの相談がないため。
94	いわき市	事業者から相談がないため。
95	長野市	建設汚泥の処理については、基本的に産業廃棄物処分業の許可を取得するよう指導している。
96	豊橋市	既に建設汚泥の処分業の許可を取得している業者が複数ある。指定を行うことにより、業界での受注バランスが著しく変化する可能性があり、苦勞して許可を取得した業者の反発が予想される。
98	相模原市	建設汚泥に係る再生利用指定制度について相談はなく(～H19.2.1現在)建設汚泥の指定を行ったことはない。
99	西宮市	再生利用指定制度を基本的に受け付けていないため
100	倉敷市	現段階では、事業者から個別、具体的な相談がない。
103	川越市	事業者から相談がない。
104	船橋市	事業者から具体的な申請に係る相談を受けたことがない。
105	岡崎市	相談を受けたことがない。

調査票番号	自治体名	問3-5 「その他」の内容
1	北海道	建設汚泥等の土砂由来の無機性汚泥については、その適性かつ有効な利用を進めるため、従前より取扱いを制定し個別に判断してきたことから、この制度に今般示された基準等を盛り込むことで、従前と同様な取扱いとし、これを再利用指定としたい。
3	岩手県	事業者から相談があれば、岩手県が定めている条例に基づいて審査し、基準等に適合しているものについては指定を行う。
4	宮城県	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者」という法の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年3月1日宮城県規則第7号)第6条に定める「再生利用業者の指定に係る基準」に従い対応することとしている。
5	秋田県	利用基準が判断しやすく示された場合には、活用していく。
6	山形県	指定制度については今後とも活用していくが、建設汚泥に特化して行うものではない。また、一般指定については考えていない。
7	福島県	活用しやすい制度に見直しがあれば、活用していきたい。
8	茨城県	県内で発生する建設汚泥発生量を考慮して活用する事になると推測される。
9	栃木県	県の公共工事指導部局の建設汚泥の再生利用に係る指導等連携し活用等と検討していきたい。
11	埼玉県	2-6と同様
12	千葉県	当面、県発注の公共工事に限って運用予定。
14	神奈川県	制度の運用については、今後、土木部局等の公共工事発注部局、県内政令市等の動向を踏まえ、検討していく予定。
15	新潟県	個々の事例により判断する。
19	山梨県	事業者側からの相談があれば、活用していきたい。
20	長野県	相談内容に応じて対応していきたい。
23	愛知県	産業廃棄物処理業の許可、再生利用指定制度の両制度を活用していきたい。
25	滋賀県	今後の動向を踏まえつつ、個々の事例と対応していきたい。
27	大阪府	工事期間や再生利用先・利用方法が限定される条件でのみ活用を検討したい。
30	和歌山県	必要に応じて検討。
31	鳥取県	個別事例ごとに制度適用を判断する。
33	岡山県	具体的な相談等があれば、審査方法等の整備も含め、対応を検討したい。
34	広島県	再生利用業個別指定の申請があれば、申請内容を審査し、指定基準を満たすものであれば、指定を行う。
39	高知県	事業者から相談があれば、積極的に対応していきたい。
42	長崎県	相談、申請に対しては適切に対応していく。
45	宮崎県	事業者からの要望や必要性があれば検討する。
46	鹿児島県	事業者から相談があった際に指定制度の活用を判断する。
47	沖縄県	事業者から申請があれば指定していく。
50	旭川市	相談があれば応じる。
51	札幌市	今後、問3-4の①・②により処理を基本に進めていくことを考えているが、再生利用指定制度の活用については、全国的な状況を見ながら検討していきたい。
54	仙台市	申請があれば、活用していきたい。
57	川崎市	検討中。
58	横須賀市	法にのっとり対応したい。
59	新潟市	検討中
60	金沢市	再生利用指定制度の審査体制について石川県と協議中。
61	岐阜市	検討中。
62	静岡市	相談があれば対応する。
70	姫路市	問3-4の回答に示すとおり。
76	北九州市	現在、検討中である。
80	佐世保市	相談があった場合に検討する
82	鹿児島市	具体的な審査基準等が示されれば活用を検討する
86	秋田市	事業者からの相談を受け個別に判断していく
86	秋田市	相談があった場合には活用していく。
88	大分市	事業者からの申請があった場合、再生利用指定制度を活用していきたい。
90	豊田市	2-6と同じ。
92	高知市	相談があれば活用する。
98	相模原市	問2-6と同じ
101	さいたま市	公共関与の工事においては活用していく。
102	奈良市	なるべく、中間処理業者への搬入を薦めることになるだろう。
104	船橋市	個別指定制度等の運用について現在検討中。
105	岡崎市	検討中。

調査票 番号	問4-1 1の理由 (民間宅地造成工事)
8	建設汚泥の改良土が将来にわたり不特定多数の人にふれる機会となるため。
11	民間工事の場合把握・監視が困難なため。
12	不適正処理につながりかねない。
18	本県の現行指針では、公共工事に伴うものに限定しているため(今後見直しを検討)。
23	安定した品質管理が難しいこと、施工状況の監視・指導が難しいこと。
35	造成資材としての品質と施工方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
90	方針が決まっていないため現在の枠組みの中では指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。
101	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。

調査票 番号	問4-1 2の理由 (農地)
2	隣接農地への安全性の確保(アルカリ溶出など)。
8	建設汚泥の改良土が農地には使用で出来ないため。
11	民間工事の場合把握・監視が困難なため。
12	不適正処理につながりかねない。
13	適正に再生利用されることが確認が難しいため。
18	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。
23	民間宅地造成工事の理由、農作物への安全性の確認が難しいこと。
32	性状、物性から農地には再生利用出来ないものが多い。また、農地に利用する場合は用途側が個人である場合が多いため。
35	資材の品質と利用の方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
90	方針が決まっていないため現在の枠組みの中では指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。
101	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。

調査票 番号	問4-1 3の理由 (法令工事等)
11	個別に検討する。
18	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。
35	資材の品質と利用の方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
101	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。

調査票 番号	問4-1 4の理由 (公益工事)
18	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。
35	資材の品質と利用の方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
90	方針が決まっていないため現在の枠組みの中では指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。

調査票 番号	問4-1 その他の内容	問4-1 その他の理由
38	公共が関与する工事以外のもの	公共工事は、設計・施行管理基準等が定められており、発注者による管理が十分機能すると考えられるが、民間工事では必ずしも同基準が定められていない場合があり、発注者による管理が十分ではなく、不適正処理を誘発するおそれがあるため。
42	想定していない	申請内容に基づき個別・具体的に判断していく。
73	小規模な造成工事などで、法令等の基準が定められていない工	造成工事の施工管理が十分行われない可能性がある。

調査票 番号	自治体名	問4-2 事業者から指定の申請があった場合に指定を認めることが考えにくい適用工事 について、その利用を促進するための方策
8	茨城県	民間宅地造成工事であった場合、造成工事内に築造される区画道路部分に使用されることを将来公共施設管理者が承諾している場合や大規模開発において(大型のショッピングセンターなどのケース)20年程度の定期借地権等が設定されていれば指定を認めることは可能かと考える(焼却灰の場合、廃棄物が安定するまでの期間が概ね20年程度であることを考慮すると、20年後の改良土を普通土砂として取扱う事が可能かどうかという議論は残したままである。
11	埼玉県	特になし。相談があれば個別に検討する。
12	千葉県	民間宅地造成工事・農地での民間利用事業。 再生利用として認定する場合の指針等を作成する。
13	東京都	国や都などのガイドライン等に基づいて行われる工事については、再生利用の妥当性をガイドライン等により判断できる。農地での民間利用事業においても同様にガイドラインが策定されれば、再生利用の妥当性について判断が容易となる。
18	福井県	問4-1の理由に記載のとおり、今後見直しを検討。
23	愛知県	大臣認定を積極的に行うとともに、その認定基準・内容を公開する。
32	島根県	基本的には、汚泥の性状、物性を考慮し公共事業で再生利用を図ることを基本とし、民間の開発事業についても逐次関係者と協議し、再生利用を図っていきたい。
35	山口県	知見なし。
36	徳島県	工事区分(公共工事以外) (方策:工事が適正に実施されることが確実であるなど管理体制が担保されることが必要。
38	愛媛県	特になし。
90	豊田市	現在、回答できる段階ではない。

調査票 番号	自治体名	問4-3 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用が確実に実施されていることを確認 するために実施している方法
2	青森県	排出側と利用側での数量確保
8	茨城県	無通告の立入検査を実施するが、建設現場であるため、指摘事項は建設廃棄物の取り扱いが主となる。
11	埼玉県	事業が完了した際には、実績報告をしてもらっている。 最後に指定するのは平成11年度のため、現在は行っていない。
12	千葉県	施工中は適宜立入検査を行う。また、長期に及ぶ場合は、年度末の状況の報告を求める。 施工後は、実績報告を求め、再生利用の状況を把握する。
13	東京都	これまでは公共工事等について指定を行ってきたため、指定審査の段階で利用方法等についてチェックし、再生利用が確実に実施されていることを確認してきた。 都規則改正により指定対象が民間工事にも拡大するため、今後は、必要に応じて利用現場の現地調査を実施する。
18	福井県	再生品の適合状況報告書を提出させ、必要に応じて各保健所が立入調査を行う。
23	愛知県	現在、建設汚泥について再生利用指定を行っている事例はありません。
32	島根県	利用工事側についても個別指定を行うこととしている。
35	山口県	基本的に公共事業における指定であるため、発注者としての施工管理の中で確認している。
36	徳島県	施工現場ごとに立入検査を実施している。
38	愛媛県	本県で定める規則第8条により、毎年6月30日までに再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認している。
42	長崎県	必要に応じて立ち入り検査を行い施工状況について確認を行う。
73	広島市	施工中に立入検査を実施する。
90	豊田市	公共工事に限っているため、担当部局で管理監督を行ってもらうことで対応している。
97	高松市	現在のところ、特に立入検査は行っていない。
101	さいたま市	定期的な報告書の提出及び立入検査の実施

調査票 番号	自治体名	問5-2 「その他」の内容
1	北海道	現状の指定内容であれば担当者の人数は十分であるが、国から示された方法が一般的かつ標準的になり、他の廃棄物の指定へ波及するようであれば、担当者人数は不足すると思慮。 また、審査対応は廃棄物担当者のみで行っているが、一部の品目の指定については、関係部局とともに協議して決めごとを定めている。
2	青森県	審査対応は土木技術者の廃棄物担当が行っている。
10	群馬県	現段階で再生利用指定制度の審査は行っていない。
14	神奈川県	審査した事例はなく、審査担当者は置かれていない。
15	新潟県	再生利用指定制度だけの特段の審査体制はなく、業及び施設の許可担当者が審査する。 必要に応じ土木担当課と連携を図る
19	山梨県	制度を運用するための体制は整備されていない。
20	長野県	必要に応じて関連するセクションと連携を図る
24	三重県	基本的に申請を受け付けていない。
27	大阪府	現在、審査体制は未整備である
28	兵庫県	審査においては、地方機関及び本庁の廃棄物担当者が連携を取って行う予定である
30	和歌山県	未定
42	長崎県	他の許可関係事務を兼任しながら審査を行っているため 今後の申請件数によっては対応困難な状況が想定される
46	鹿児島県	対応は5を想定しているが、これまで審査実績がない。
51	札幌市	庁内体制として「札幌市建設副産物対策連絡委員会」を設置しており、必要に応じ、協議・調整を行っている。
55	千葉市	今後、問5-1の運用規定を設けるなど先進的に取り組まれている自治体を参考としていきたい。
56	横浜市	行ったことがないので不明であるが、業許可の審査と同様に行うことを考えている。
57	川崎市	これまで具体的な相談がないので、審査対応をしていない。
58	横須賀市	産廃担当6名の内2名が兼務で対応
59	新潟市	相談の事例がほとんどないため、審査に至らない。
60	金沢市	審査体制(担当者、土木担当課との連携)が整っていない。
70	姫路市	廃棄物処理法に基づく業許可の取得を原則としているが、個々の案件の審査については、工事担当課と連携を図りつつ対応するものと考えている。
72	和歌山市	考えていないので体制をとっていない今後検討したい
74	呉市	審査体制は整っていないが、相談があれば現有体制で対応せざるを得ない。
76	北九州市	再利用制度活用について検討中であるため、審査体制も決定していない。
78	大牟田市	相談もないが基本的に受け付けていない。
82	鹿児島市	審査事例がない
93	宮崎市	審査事例は無いが、指定申請のあった場合は、土木担当部署と連絡を図り、対応していく予定である。
96	豊橋市	審査を行ったことはないが、時間を要するものではないと考える。
98	相模原市	再生利用指定制度の審査体制は土木担当課と連携を図っておらず、審査体制が整っているとはいいきれない。
99	西宮市	再生利用指定制度を基本的に受け付けていないため、審査体制は確立していない
102	奈良市	実施したことがないので、回答できない。
105	岡崎市	審査を行ったことがない。産業廃棄物担当及び土木担当課等と連携を図って対応することとなると思われる。

調査票 番号	自治体名	問5-3
2	青森県	現状の制度は利用側が指定を受けるものであるため、利用側に優位な制度とならないと利用者は増加しない。 公共工事での利用が多いため、一定の条件を満たして発注者が監督できる場合、発注者が指定を受けることができるようになれば良いと思う(その要望が多い) 県レベルの工事は汚泥処理物を再利用できる量も少なく工事期間も短いため、工時間の土木期をうまく調整できない。そのため審査期間を短かくできる制度であって容易に活用できる内容の制度でなければ、難しい。 公共工事の発注者に広く周知して利用を促す。
3	岩手県	現在、指定に係る審査等は廃棄物担当者のみで行っており、建設汚泥の再利用が確実であることを担保するためには、土木職員等による審査等も必要となり現体制では不十分である。公共以外の民間の事業に対して指定制度を適用するには、建設汚泥の排出から土質材料等への利用に係る管理が適正に行われるかどうか不明であり、不適正処理が懸念される。
4	宮城県	再生利用の対象となる産業廃棄物の処理のみを対象とし、営利を目的としないなどの点から、当該建設汚泥の再生利用を業として行う事業者がいないものと考えられる。 建設汚泥の再生を業として行うことを計画する場合、安定した事業を継続して行うため、産業廃棄物処分業の許可が必要となることが想定される。このため、通常は、産業廃棄物処分業の許可を取得し、処分業として汚泥の再生を行い、建設資材として有価で販売されているため、再生利用制度を活用する事業者が少ないものと考えられる。 また、中間処理業者が行う再生利用の事業を行う場合は、処分業に係る汚泥と再生事業に係る汚泥との明確な区分と管理が重要であり、課題と考える。
5	秋田県	利用予定の工事に法的な基準を根拠とした要求品質がなく、建設汚泥が適正に利用されているか否かを判断することが困難なケースが多い。
6	山形県	当該制度を利用しなくとも、処分業として幅広く行うことが一般的であるため、申請がこないと思います。
7	福島県	問2-4の回答に同じ
8	茨城県	利用される側の内容を明確してから運用が必要。 建設汚泥が発生する工事の設計の際に再生利用計画を綿密に作る。 ベースは廃棄物を排出現場外へ持ち出すことを最初に考えるのではなく、場内再生利用に努める事に排出事業者側の配慮が必要。
9	栃木県	再生利用と称した不適正処理、不法投棄まがいの行為が懸念される
10	群馬県	・適正に再生利用できるかどうかの確認・責任の担保ができない。 ・個別指定業者であっても、処理業者であっても廃棄物処理法の規制は適用され、特に施設を設置する場合の法規制や住民感情等は、実態としてほとんど差はなくメリットがない。 ・建設汚泥の再生利用については、性状管理や再生利用先の確保等、工事発注者が中心となり施工管理がしっかりしていれば処理業者であっても建設汚泥の再生利用は可能であると考えられる。
11	埼玉県	建設汚泥処理物の資材としての価値、品質、市場性等が、廃棄物由来でない資材と比較して有利であるということが明確にならない限り制度の適用が進まないのではないかと。
12	千葉県	「再生利用」の具体的判断基準がなく、再生利用と称する不適正処分につながりかねない。 再生利用施設については、設置許可や生活環境保全対策の実施と現地確認等の施設設置に係る手続きが必要であり、申請から指定までに相当の期間を要するため、工期の短い工事には対応できない。 中間処理業者の施設を利用する場合は、他の発生場所の汚泥の困窮防止対策が担保できないため、指定の対象とするのは困難である。 発生工事の土壌が土壌環境基準を満たさないなど、再生利用に適さない例も多くある。 また、建設汚泥処理物の環境に対する安全性の確保も必要である。 発生時期と利用時期のずれにより、仮置き(保管)をする場合の指導基準(保管方法、許容される保管期間等)を定める必要がある。

調査票 番号	自治体名	問5-3
13	東京都	再生活用工事に関する責任の所在が明確になるなどの利点もあり、都では建設汚泥の利用工事を指定対象としている。 都区市をまたぐ広域的な再生利用を行う場合は、上記を含め各自治体で指定制度の運用に関し共通化を図る必要がある。
16	富山県	再生利用されることが確実であるとは認められない汚泥が発生した場合、その処理にあたっては別途産業廃棄物処分業の許可を取得することが必要となり、事業者にとっては二度手間となる。
17	石川県	利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある 建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事例が懸念される 品質を満足しない利用が行われていたことが後になって判明した場合、その責任の所在(発生工事の元請業者、再生利用者、利用工事の元請業者、土地所有者等)が不明確となる。
18	福井県	建設汚泥処理物の品質の確保に疑問があり、その品質によっては廃棄物の不法投棄につながるおそれが考えられる。
20	長野県	再生利用業の長所と短所を勘案すると、通常の業許可を取得した上で、当刻産業物として処理し、リサイクルする方が望ましい処理方法と思われる。 制度的な問題ではなく、建設汚泥再生品の市場性の問題ではないかと考える。
21	岐阜県	民間が行う工事において管理監督が十分に行われず、不適正処理を助長するおそれがある。
22	静岡県	建設汚泥については、他の産業廃棄物の再生利用に比べ一時に多量に排出され、そのため利用先も複数自治体にまたがることが多い性質を有しているものと考えられる。また処理方法も様々で、これまで管轄内で実績のない再生利用方法では「再生利用が確実であること」の確認について、各自治体毎に判断することは困難と思われる。業者毎、自治体毎に受ける指定制度より、「工法(建設汚泥の種類)+処理方法+再生利用方法」の組み合わせで、全国共通の認定とする大臣認定(国が直接、又は第三者機関による審査)の方が、再生利用の目的からすれば導入しやすく、広域的な認定が有効であると思われる。 指定制度について、再生利用の参考とすべき大臣認定において「・・・建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも・・・」とされているため、「取引価値を有すること」の判断がより困難となっている。 指定の判断基準は自治体毎となるため、ある自治体で指定されたものでも、利用場所を管轄する自治体が使用を認めない場合、処理困難な廃棄物となるおそれがある。
23	愛知県	①建設汚泥処理物の品質が確保できないなど、不適正処理事例が懸念される。 ②有価性が確保できないことが懸念される。
24	三重県	建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 第三者期間による審査体制及び建設汚泥処理物についての統一した基準が必要。
25	滋賀県	建設汚泥の取扱いについて一つの判断が示されたことで、今後の建設汚泥について指導がやりやすくなったほか、再生利用については進むと考えられる。 なお、建設汚泥の個別指定については、現在のところ問い合わせもなく今後の動向は不明である。
26	京都府	現状では、建設汚泥処理物の用途が限られている。 再生利用指定制度は廃棄物処理法の業許可を不要とする制度に過ぎず、それ以外の効力はない。 そもそも建設汚泥を一律に廃棄物として規制対象とする運用が適切であるかについて検討が必要であるとかんがえる
27	大阪府	○法における指定制度に係る手続きや指定業者へ規制等の明確化が必要 ・指定の有効期間の限定 ・指定の更新・変更手続きの明確化 ・指定の取消しの権限の付与 ・指定業者に対する処理基準の義務化 等 ○指定の対象範囲や対象者の明確化が必要 ・建設汚泥に係る国の通知では、汚泥の収集運搬や中間処理を行う者のほか、発注者や利用先の施工業者までを指定の対象とすることも可能である旨が示されているが、法律上の規定の整備が必要と考えられる。

調査票 番号	自治体名	問5-3
28	兵庫県	建設汚泥は発生工程等により性状・成分等が千差万別であり、それに伴い再生活用方法も多種多様なものとなり、それに応じた高レベルな審査体制を確立することが必要である。
30	和歌山県	・利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 ・建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 特にこの部分が懸念される。
31	鳥取県	再生利用認定制度再生利用指定一般指定制度が入り乱れておりそれぞれの制度の線引きが不明確なため、積極的な運用が困難
32	島根県	本県においては、建設汚泥の場合1工事現場あたりの排出量が少量(10t以下)の工事が多く、再生利用を行う場合、埋立処分より高額となることから再生利用にまわらず埋立処分されている状況にある。
33	岡山県	○行政側の課題 建設汚泥処理物が確実に再生利用されることの確認等を行うには土木技術面からの審査も必要であり、現行の審査体制を見直しする必要がある。
34	広島県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、再生利用業の指定について、罰則規定がないため、審査にあたっては、慎重にならざるを得ないと考えられる。
35	山口県	利用資材としての品質を確保し、またその品質を確認する方法が一般化されていない。そのため、再生利用指定を受けて造成した土地や農地が工事施工後利用できない事態も起こりうる。 さらに、廃棄物である汚泥の不法埋立を行うために、再生利用指定制度が悪質な事業者によって利用されるおそれがある。
36	徳島県	・処理士の品質確保が不十分な可能性がある。 ・再生利用現場の確保ができず、不適正処理の恐れがある。
37	香川県	・自治体ごとで差が生じる可能性がある。 ・再生利用されるかどうか疑問である。 ・一定の品質を確保できない可能性がある。 ・指定を受けたことが県のお墨付き＝優良事業者と思われることが懸念される。また逆に、関係のない営業に使われることが懸念される。 ・指定制度の活用が適正な再生利用の促進になるとは言えない。
38	愛媛県	本制度が進まない理由 ○個別指定制度で指定された排出場所及び活用場所等に変更が生じれば、随時その旨記載した変更届出を提出する必要があり、書類の提出頻度が多く、煩雑である。 ○個別指定制度により指定された業者は、法上、処理基準が適用されないことから、処理物の適正な再生利用を担保するため、本県では対象となる産業廃棄物を排出する事業、及び処理物を再生利用する事業を「公共が関与する事業」に限定している。
40	福岡県	○建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ○継続的に再生利用可能と県が判断することは困難であり、少なくとも更新制度が必要である。 ○業者にとっても、処分業の申請の方が事務として容易と考えられる。
41	佐賀県	・収集運搬又は中間処理を行う許可業者は多数有り、個別指定を活用するよりも、許可業者に委託するケースが多いと思われる。 ・指定を受けるにあたり、処理業の許可を受ける場合と同等の書類や要件が必要なので、指定制度が進まない一因となっているのではないかとと思われる。
42	長崎県	特段になし。
43	熊本県	建設汚泥処理物の品質が一定でなく、確実に再生利用されるかどうか疑問が残る。
45	宮崎県	○建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ○品質基準を満たすかどうか。 ○排出される建設汚泥の量に見合う処理能力をもった施設が県内に少ない。
46	鹿児島県	・現在の再生利用指定制度では、指定を受ける者は建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。 しかしながら、建設汚泥が発生する工事とそれを利用する工事は別工事であり、その両方の工事内容を十分に把握できている者でなければ、申請時に十分な説明ができない。 従って、指定を受ける者は「収集・運搬又は中間処理業者」ではなく、再生利用促進について主体的な役割をもち、かつ、再生資源利用促進計画の内容及び建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質など、技術的要件を十分理解し、説明責任を果たせる「排出事業者若しくは工事発注者」であることが望ましい。
47	沖縄県	建設汚泥に係る個別指定は、個々の工事現場ごと、建設汚泥の排出事業者が申請を行うことになるため、現場が変われば再度指定を受けなければならないなど、事業者にとっても、審査する側にとっても事務が繁雑となる。

調査票 番号	自治体名	問5-3
50	旭川市	なし
51	札幌市	産業廃棄物は、適正処理を進める必要があり、建設汚泥についても同様である。建設汚泥が間違いなく適正処理されるような状況になれば、指定制度の活用も考えられるが、現状では、まだ、難しい状況と考えているため。
54	仙台市	①コーン指数など性状が主体になっているが、含有物質・pHなどの基準が希薄である。 ②経年変化による性状に不安がある。
55	千葉市	①個別指定指定制度の申請者は汚泥を処理する者であり、公共工事の場合、請負者が決定しないと申請できない。(指定手続きに日時を要する) ②利用側工事の確保がむずかしい。(建設発生土と一体となって利用側工事を確保しなければならない) ③再生利用指定制度を利用するよりも、近隣の間処理施設へ搬入したほうが、手続きの煩わしさ及び経済性から有利である。したがって再生利用制度を利用することによるインセンティブの付与が必要ではないか。 ④制度の周知が必要ではないか。
56	横浜市	再生利用指定制度を運用するにあたっては、排出事業者は多いが、実際の受け入れ先(利用場所)が確保されにくいと、この制度が進まないと思います。 また、この制度を運用する場合、審査体制(人員確保)が必要であり、現状での増員は難しい。
57	川崎市	再生利用指定する規定はあっても、指定を取消す規定が整備されていない。このため、一度指定してしまうと、指定を認めるにあたって事業者から提出されたデータに誤りがあることが判明しても、指定を容易に取消すことができない。 都道府県や政令市の区域を越える再生利用が行われる場合にあっては、関係自治体と調整しないと制度が有効に機能しない。
58	横須賀市	再生物の利用用途がない
59	新潟市	建設業者等で汚泥を取り扱う業者は既に収運業、処分業の許可を取得しており、再生土として販売している実態があること及び指定すれば行政がその品質について保障しなければならないというリスクを感じている 現在、北陸地方建設副産物対策連絡協議会等と連携して「建設汚泥利用マニュアル」の作成を行っているところである
63	浜松市	指定要件の審査・確認が困難。 厳格に審査するには現体制では対応が困難。
65	京都市	建設汚泥の再生は、廃油や木屑などに比べて再利用が難しく、また不法投棄やリサイクル偽装等も度々おきていることなどを考えると、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を行う者を指定する当制度の運用は、現時点においては適さないと考えます。
67	堺市	○排出事業者が当該指定行政の別現場の確保が確実にできるかどうか？ 少なくとも「都道府県又は近畿、中部、中国等の区域レベル」での指定が必要ではないか？ ○一定規模以上の工事[大工事](←1年以上の土木工事などで、審査時期の確保があれば良い。)でなければ、運用しにくいのではないか？
68	東大阪市	平成18年7月4付(環産産発第060704001)通知以降、府下5行政(大阪府・大阪市・堺市・東大阪市・高槻市)でその運用について検討を始めた。
70	姫路市	・建設汚泥処理物の再生利用において、どこまでの品質を認めるか線引きが困難である。 ・建設汚泥処理物の再生利用用途毎の要求品質の適合性の確認が困難である。 ・建設汚泥に廃棄物が混入され不適正な処理が行われるおそれがある。 ・工事毎の指定が必要となり、指定のための審査期間に工事が停滞するおそれがある。 ・工事毎に指定の申請を行う手間がかかり、建設汚泥の処理について許可業者がある場合には工事業者のメリットが少ない。 ・個別指定では再生利用先が限定され、業許可を取得して事業を行うのに比べて事業拡大が困難である。
72	和歌山市	自治体によって判断の基準がまちまちである上それぞれの現場によって排出される汚泥の性状も様々である。国による明確な基準を定めてもらいたい。
73	広島市	建設汚泥の排出事業者が、汚泥を再利用できる工事現場を探すことができる体制が必要である。 建設汚泥の中間処理を産業廃棄物処理業者受託した場合(参考2のパターン1-②)、利用工程の段階で、指定対象の汚泥と指定対象外の汚泥の区別ができない可能性がある。

調査票番号	自治体名	問5-3
74	呉市	○排出場所、再生場所、使用場所が、複数の行政区域となる場合、行政間の調整に時間がかかる。 ○「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」では、単に脱水・乾燥させたもの、固化剤の添加により安定化されたものは、建設資材としての広範な需要が認められる現状にはないとされているが、脱水・固化剤の添加により処理された物が、利用者側の求める品質を満足すると判断して良いのか。
75	下関市	品質を満足できない可能性や、不法投棄まがい等の不適正処理が懸念される。
76	北九州市	産業廃棄物との区別が難しく、不法投棄につながる可能性が生じる。
77	福岡市	・排出側の工事で発生する汚泥量の算出が難しい。 ・排出側工事業者が、建設汚泥の定義を正確に認識していない。
78	大牟田市	当市の担当地域が狭いので他自治体との協議調整が必要である。よって当市のみ指定制度は活用できない。
80	佐世保市	処理業許可の審査体制で再生利用指定制度の審査が行うことになるが現体制では人数が不足している 処理業認可業務に専念しているため再生利用を制度の運用を細かく検討していない。
81	熊本市	法第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)と同じように、再生利用に関する具体的な基準等について国が定めることで、少しはこの制度が進むのではないかと懸念があるためより具体的な審査基準等の指針が必要である
82	鹿児島市	(例) (1)利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある (2)建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される
86	秋田市	第三者機関による審査体制が必要ではないか。
87	郡山市	万一、指定された業者が不適正な処理を行ったとしても、廃棄物処理法上の罰則規定がない。
88	大分市	・事業者が、制度を活用するメリットが少なく、必要性がある現場に限られている。
89	松山市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導することにして、特に問題があるとは思わないため。
90	豊田市	公共事業であれば特に問題はあるとは考えていない。
92	高知市	申請どおりに再生利用が行われているか懸念がある。
94	いわき市	建設汚泥の再生利用に係る品質の基準等の法的な整備がなされていない
95	長野市	・産業廃棄物処理業許可による対応が可能であり、許可に比べ再生利用指定制度はメリットが少ない。
96	豊橋市	・利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 ・建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ・第三者機関による審査体制が必要ではないか。 ・公共用地での一時保留が有効であるが、廃棄物処理法との適合が問題である。 ・指定を行った後の指定業者に対する監視体制が必要。 ・産業廃棄物処分業者と指定を受けた業者との違いが理解しにくい。
98	相模原市	再生利用指定制度の指定の申請者は「利用工事の元請施工者」と考えるが、「利用工事の発注者」の関与も重要であり申請対象者の検討が必要である。
99	西宮市	・中間処理の内容によっては、性状等が一定に保たれず品質にばらつきが出る可能性がある ・建設資材と称して不法投棄される、また十分な改良をせず、土砂と称して残土処分場に搬出するなど、不適正処理の懸念がある ・元請業者による受け入れ先の確保が困難
100	倉敷市	再生利用が確実な建設汚泥と称して、産業廃棄物が混入されたり、同じ汚泥であっても環境基準を満たさない物も混入されたりする恐れがあるため。
102	奈良市	本市では、建設汚泥を再生までして利用しようとするような大きな工事(地下鉄・下水道本管・トンネル等)がないことと、小さな工事で、制度を利用しようとしたときの労力が業者側には、負担になっていると思われる。
104	船橋市	個別指定を行う場合産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者の施設において処理する場合にあっては個別指定外の複数の排出事業者からの汚泥が混入するおそれがある
105	岡崎市	再生物の品質保証、当市にける再生物に対する需要を考慮すると、指定制度の導入は急務ではないと考える。